

川岡小学校給食調理場ほか13施設における空調設備賃貸借 仕様書

本仕様書は、学校給食調理場に室外機、室内機及び電源設備等空気調和関連設備（以下「空調設備」という。）を設置し、貸付し、その後の保守を行うために必要な事項を定めたものである。

1 業務概要

(1) 件名

川岡小学校給食調理場ほか13施設における空調設備賃貸借

(2) 目的

本事業は、夏季の著しい気温上昇に加え、熱源が多く高温多湿になりやすい学校給食調理場に対し、空調設備を設置することにより、職場における熱中症予防基本対策要綱（厚生労働省）及び学校給食衛生管理基準（文部科学省）に則った環境に整備することを目的とする。

(3) 業務概要

空調設備の設置及び賃貸借期間中の維持管理

※契約終了時の対象機器の撤去処分費は本業務に含まないものとする。

(4) 対象施設

川岡小学校給食調理場 ほか13施設 別添「学校給食調理場一覧」のとおり
（単独方式5施設、親子方式4施設、センター方式5施設）

(5) 賃貸借期間

ア 令和8年9月1日から令和17年8月31日まで 9年間（EHP 5施設）

イ 令和9年4月1日から令和18年3月31日まで 9年間（GHP 9施設）

(6) 賃貸借物納入期限

ア 令和8年8月28日まで（EHP 5施設）

イ 令和9年3月26日まで（GHP 9施設）

(7) 事前調査

事前調査が必要な場合は、高松市教育局保健体育課学校給食運営係に連絡し、調整の上、令和8年3月25日（水）から4月13日（月）までに行うものとする。

(8) 支払方法

前払金なし

月払い（翌月払い）

ア 令和8年9月分から令和17年8月分（EHP 5施設） 108回

イ 令和9年4月分から令和18年3月分（GHP 9施設） 108回

2 空調設備設置仕様

(1) 共通事項

ア 空調機器の設置に伴い必要となる受変電設備・各種配管配線、これらに付随する作業（空調機周辺の天井改修、掘削等）、これらに要する配送及び搬入を行うこと。

イ 空調室外機及び室内機の設置方法は、機器重量を加味した上で、耐震性を十分に考慮したものとする。

ウ 調理場内部での作業及び停電が発生する作業については、給食場運営及び学校運営に支障がないようにすること。（原則、夏季休業期間等、学校が長期休暇の時期で作業すること。）

エ 設置した室外機への電源送りに電気子メーターを設置すること。また、GHPの室外機においては、ガス子メーターを設置すること。

オ 空調設備設置に当たり加工する建材にアスベストを含む場合は、アスベスト対策を行い、適切に処分すること。アスベスト含有時の撤去費用は別途協議とする。なお、アスベスト調査費は、本業務に含む。

カ 室内機の取付位置は周辺の厨房機器に配慮すること。

キ 空調機器設置後に、周辺的美装を行うこと。

- ク 設置した室外機周辺には、フェンス等の安全防止策を講じること。
- ケ 搬入及び設置の際に発生した廃棄物は、適正に処分すること。
- コ 納入及び設置に係るスケジュールは、事前に高松市教育局総務課学校施設整備室及び高松市教育局保健体育課と協議すること。

(2) 機器仕様

- ア 空調機器は国内メーカーの製造機器とし、グリーン購入法に規定のあるものについては、原則、適合品とすること。
- イ 空調機器は、厨房用とする。
- ウ 選定する空調機器の冷房能力は、空調対象面積（㎡）に0.4kW/㎡を乗じた容量程度のものであるとする。
- エ 各施設の空調機器仕様については、「学校給食調理場 一覧」による。

3 維持管理仕様

(1) 設置後の対応

- ア 事業者は、空調設備が安全かつ良好な運転状態を保つように、技術員（有資格者）を派遣し、法令等に基づき空調設備の点検、保守を行うこと。なお、その他必要な点検・保守の項目があれば実施すること。
- イ 対象機器に故障、不具合等が発生した場合は、技術員を現場に派遣して修理に着手し、調理場の運営に支障が出ないように速やかに正常な状態に回復させること。修理費用は契約金額に含む。ただし、当該修理が事業者以外の者による故意又は重過失により発生したものである場合の修理費用は、高松市の負担とする。
- ウ 対象機器に関する取扱説明書を高松市に提出し、操作方法等の説明を行うこと。
- エ 空調設備の運用にかかる電気料金、水道料金及びガス料金は高松市の負担とする。

(2) 保守点検業務

- ア フィルター清掃を年1回実施すること。
- イ フロン抑制法対応簡易点検を年4回、定期点検が必要なものは3年毎に実施すること。
- ウ GHP室外機の定期点検は、5年または10,000時間ごとのどちらか早く到達したときに実施すること。
- エ 点検内容及びその結果は、書面及びデータで高松市に報告すること。

4 提出書類

(1) 賃貸借期間開始前までに下記を提出

- ア 保守体制一覧表
- イ 対象機器に関する取扱説明書
- ウ 設置機器仕様図
- エ 機器設置図（電源及びガス供給の接続図含む）

5 適用基準等

(1) 不当要求行為の排除対策

受注者は、「高松市発注建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。

以下「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下「不当要求

行為」という。)を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

イ 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

ウ 受注者の協力者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう協力者を指導すること。

また、協力者から報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 適正な労働条件の確保

労働基準法や労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

(3) 公正な職務の執行の確保

売買、貸借、請負その他の契約を発注者との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、発注者の内部公益通報制度により通報することができる。(同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出(原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある) ⇒メールアドレス：

naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会)

※発注者の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則(いずれも総務局コンプライアンス推進課所管)は、契約監理課ホームページに掲載している。

6 その他

(1) 契約期間終了後の延長契約及び再契約等について、延長時の機器劣化状況を踏まえ、双方協議とする。

(2) 納入業者及び保守点検業者は、市内に営業所を有する者の中から優先して選定するように努めること。

(3) EHPの設置期限について、機器の納期等の理由により遅延が生じる場合は、設置期限を協議とする。